

## 福祉サービス第三評価結果の公表様式〔保育所〕

### ①第三者評価機関名

(株) 第三者評価機構 静岡評価調査室
---------------------

### ②施設・事業所情報

名称：静岡市立中村町こども園	種別：幼保連携型認定こども園	
代表者氏名：岸 聡子	定員（利用人数）：190人（155人）	
所在地：静岡県静岡市駿河区中村町94番地		
TEL：054-281-9832	ホームページ <a href="http://www.city.shizuoka.lg.jp">http://www.city.shizuoka.lg.jp</a>	
<b>【施設・事業所の概要】</b>		
開設年月日 昭和50年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：静岡市		
職員数	常勤職員： 26名	非常勤職員 22名
専門職員	（専門職の名称）	
	保育士 34名	栄養士 1名
	調理員 7名	嘱託医 4名
	事務員 1名	
施設・設備 の概要	（居室数）	
	年齢別保育室 10室	（設備等） 事務室・給食室・トイレ・プール 園庭・遊具

### ③理念・基本方針

#### （1）理念

【静岡市子ども・子育て支援プラン基本理念】「静岡市は子どもを大切にします」

【静岡市教育振興基本計画】

・目指す子どもたちの姿「たくましく、しなやかな子どもたち」

○自己肯定感を高める子 ○夢中になって遊ぶ子 ○明るく伸び伸び生活する子

○自分らしく表現する子 ○楽しんで関わる子

【こども園事業の目的】

・小学校就学前の子どもに対する教育及び保育の一体的な実施

・小学校就学前の子どもの保護者に対する子育ての支援

【こども園運営方針】

・教育基本法、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法その他の関係法令ならびに関係条例を遵守します

・園児の心身の発達と園、家庭及び地域の実態に即した適切な教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成し、これに基づき園を運営します

【中村町こども園 教育・保育目標】心身ともに健やかでよく遊ぶ子

【中村町こども園 重点目標】 もっとやりたい、ずっとやりたい

## (2) 基本方針

- ・一人一人の子どもの心身の発達は、それぞれに合わせた適切な教育・保育の計画や内容により保障されるものであり、乳児期から幼児期に至るまでの「全体的計画」を作成し教育・保育を行っていく
- ・子どもの興味、関心や経験してほしい事柄が豊かに体験できるよう、また子どもが主体的に遊びや体験が出来るような環境作りをしていく
- ・園と保護者が子どもの育ちを共有していく中で、コミュニケーションを図り、信頼関係を構築していく

## ④施設・事業所の特徴的な取組

- 1) 園児一人一人の生活リズムや心身の状態、家庭環境や状況に配慮した関わりを大切にしている
- 2) 重点目標「もっとやりたい、ずっとやりたい」、遊び改善構想、研修テーマ「遊びが継続できる園庭環境作り」を掲げ、園内研修（公開保育）を通して、子どもが主体的に遊び、その遊びが継続するための環境改善に取り組んでいる
- 3) 子どもの育ちを保護者と共有していくために、乳児の連絡帳、幼児のホワイトボード、園だより、クラスだより、保育の様子を知らせるための写真掲示などを活用し、共通の話題の中で保護者とのつながりを深め、信頼関係が出来るようにしている
- 4) 特別な支援を必要とする子どもの、一人一人の発達や特性を踏まえたサポートプランを作成し、保護者と定期的に面談するなどして、子の成長を共に見守っている。また、少人数のゆったりとした雰囲気の中で落ち着いて活動できるよう「アンパンマンの会」を継続して行っている。

## ⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和2年8月1日（契約日） ～ 令和3年2月28日（評価結果確定日）
受審回数(前回の受審時期)	0 回（ 年度）

## ⑥総評

### ◇特に評価の高い点

◎理念・基本方針の具現化と保育の質の向上に向けた取組が組織的におこなわれ、機能している

平成27年度から市立幼稚園・保育園すべてが幼保連携型認定こども園となり、各こども園が教育・保育活動、その他の園運営について目標の達成状況や取組の適切さなどを評価し、質の向上に資することを目的とした園評価に毎年取組んでいる。園評価は、職員の自己評価をまとめ、園関係者評価委員の評価、保護者アンケートを踏まえ、検討された改善策（次年度の具体的な取組目標）を表記して静岡市のホームページで公表している。また、『遊び改善構想』として、年度ごとに変わる子どもの姿や遊びの実態を分析し、育みたい資質・能力等目標を掲げ園内年間研修に位置づけている。クラスごとの公開保育、事前・事後研修を通して園内環境の整備や保育士の資質向上を図り、日ごと、

週・月ごと、年度ごとに保育を振り返り、反省、評価、改善のPDCAサイクルが確立されている。

◎現状分析にもとづいて課題や問題点を明確にし、人材育成における具体的な取組を進めている

大規模園だがミドルリーダーがおらず、経験を若手職員に伝え、園長・副園長のパイプ役になる存在がないという現実で、経験の浅い職員育成となる学び合いの場として「カジュアル公開保育」を実施している。人員不足のため職員の休みや園児の怪我などが重なると、公開保育に計画した人数の職員が参加できないこともあり、「カジュアル公開保育」として保育者一人につき年4回、1回45分間でより身近に負担感が少なく、かつ主体的に他クラスの保育を見学し学ぶ機会としている。また、他にも園内研修の中での教材研究、職員会議の中での手遊び伝承など、園長・副園長が一人ひとりの進捗状況を把握しながら人材育成が進められている。

◎リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析、対応策の検討・実施への積極的な取組がある

分掌担当職員を中心にヒヤリハットやけがの報告書をまとめ、改善策を話合って職員間で共有し、安全への意識を高めている。ヒヤリハット報告書は月に20件以上提出されており、分掌担当が収集して毎月回覧し、すぐに周知すべき事例は朝の打ち合わせなどで報告をして対応をしている。収集したヒヤリハット報告書は半年ごとに集計し、発生要因を分析、改善策を検討し、再発防止に向け改善実施記録としてその実効性の検証がおこなわれている。ヒヤリハット報告書の書式は毎年見直しをして改善を重ねていることも秀逸である。

◎多様化する保育ニーズに応える真摯な姿勢がある

毎年年度末におこなう保護者アンケートの記述に対して、丁寧な回答をフィードバックしている。園児数が多い分、多様な保育ニーズがあるが、その疑問や要望一つひとつに真摯に回答を示し、4ページにわたる紙面を配付している。忌憚ない意見が寄せられ、よりよいこども園への改善のヒントに活かされている。

◇改善を求められる点

◎プライバシーマニュアルの整備

「個人情報防止漏えい防止セルフチェックリスト」によりその取組が徹底されているが、一人ひとりの子どもが持っている羞恥心に対し、どのような配慮をもって保育をおこなうべきか、マニュアル等が整備されることを期待する。

◎職員確保が急務である

静岡市街に近く、市内の公立園の中でもトップクラスに園児数が多いこともあり、一日のシフトが14体制にも及ぶ中で、定時帰宅や事務仕事の日を作れるよう工夫し、他園に応援要請をかけ夏季休暇を取得している。こども園独自の取組には限界もあり早期改善が望まれる。

#### ⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回第三者評価を受審したことにより、自園の園経営、保育内容について様々な観点から確認をし、整理しながら振り返ることにより、課題がより鮮明になり、改善につなげるための手立て等考える機会となりました。

その中で、自園なりの工夫や取り組みを高く評価して頂いた点は、職員一同自信や励みとなりました。また、ご指摘にあったプライバシーやBCP（事業継続計画）に関するマニュアルについては、特にBCPにおいては静岡市公立こども園全体としての取り組み事項であり、今後行政と連携を取って進めていきたいと思っております。ただ、自園独自のプライバシーマニュアルやBCPマニュアルについては、すぐに考え作成する必要がありこれを機に組みたいと思っています。今回そのような気づきを与えてくださったことに感謝申し上げます。

今後も子ども達、保護者、地域により信頼されるこども園を目指し、真摯に取り組んでいきたいと思っております。

#### ⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果〔保育所〕

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

- a 評価…よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態  
 b 評価…aに至らない状況、多くの施設・事業所の状態、「a」に向けた取組みの余地がある状態  
 c 評価…b以上の取組みとなることを期待する状態

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### 保育所版共通評価基準ガイドライン

#### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	◎・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>理念・基本方針は重要事項説明書や全体的な計画、ホームページ等に記載し、グランドデザインの内容に反映され、こども園の目指す方向、考え方を読み取ることができる。職員会議や園内研修で定期的に確認し、一人一人の理解度を把握した上で人事評価面談や園評価面談の機会に周知状況を再確認し保育の具体的アドバイスをしている。保護者には年度当初の保育説明会において写真を取り入れたパワーポイントで説明し（※）、園だよりやクラスだより等にも実際の子どもの姿と合わせて大切にしている保育の姿勢を伝えている。年度末の保護者アンケートで周知状況が測られている。</p> <p>※今年度は新型コロナウイルス感染症により、園の方針や大切にしたいことは紙面で保護者に配付して伝えている。</p>		

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	◎・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>全国保育協議会会報「ぜんほきょう」・保育士会だより・こども園主催の研修、新聞から社会福祉事業の動向を掴み、第三次静岡市地域福祉基本計画（概要版）静岡市子ども子育て支援プラン、令和2年度～静岡市子ども子育て若者プランより内容を把握し中長期計画に反映させている。静岡市街に近く商業施設に隣接しているため、毎年乳児は定員入所で入園率も高く、特に働く母親にとって必要性な存在であるとともに、利用者のライフスタイルが多様化し、それぞれに合った保育ニーズの提供が求められており、おしゃべりサロン利用者アンケート、園見学者、保護者アンケートから要望や意見を把握・分析して保育に活かしている。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	◎・b・c

<コメント>

現状分析にもとづき、経営環境や保育内容、研修、環境、人材育成、家庭との連携、地域との連携等、具体的な課題を園評価や中長期計画に組み入れ明らかにしている。園評価は課題について職員が自己評価した後にまとめ、学校評議員会で報告し助言を得て公表されるもので、静岡市立こども園全園が取り組んでいる。改善すべき課題は職員会議などで周知した後、乳児・幼児会議に考えを持ち寄り、話し合い、取組めることから実施している。園評価は年度中期と年度末に職員で評価をおこない、改善策をあげ、その後の保育、経営に活かしている。

### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	◎・b・c
<コメント> 理念や基本方針の実現に向けたビジョンを明確に示し、前年度の反省を踏まえた3年の中・長期計画を策定している。中・長期計画は、「園運営」「研修・保育環境の充実」「人材育成」「安心安全なこども園作り」「家庭とのかかわり」「地域との連携」に分けて実施回数等の数値目標を掲げ、具体的な成果を設定した内容となっている。配当予算収支計画も策定し、中長期計画は年度ごとに反省と改善点が記載され次年につなげている。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	◎・b・c
<コメント> 中長期計画を踏まえた単年度計画は、「グランドデザイン」「教育課程の概要」「教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画」「遊び改善構想」に具体的に示されており、単なる行事計画にはなっていない。人材育成については、静岡市教員育成指標、園長会主催研修会の年間計画がある。事業計画は分掌や行事ごとに、ねらい、内容、実施回数が明記され、実施状況の評価がおこなえる内容となっている。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	◎・b・c
<コメント> 分掌担当が企画立案、作成後、職員会議で協議し職員に周知している。その後分掌担当がリーダーとなって実施し、事業計画に基づいて実施された事業は評価して記録を残すとともに明らかになった気づきや課題は次年度の計画に反映できるよう努めている。年度末には分掌や行事担当ごとに反省及び評価をおこない、その振り返りと反省をもとに次年度の計画を検討し、全体的な計画を作成している。また、年2回の園評価や保護者アンケート結果を照らし合わせ、学校評議員からの評価を次年度に生かしている。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	◎・b・c
<コメント> 新年度当初保育説明会、クラスごとの懇談会において説明し(※)、年間行事が記載された重要事項説明書、グランドデザインが記載された入園のしおり、年間計画表の配付をもって周		

知している。その他、園だより、クラスだより、お知らせボードでの掲示等様々な方法で周知されるよう取組み、保護者からの問い合わせには個別説明もおこなっている。また、書面配付やボード通知に止まらず、検診や行事等実施日の前日にメールで知らせることでより参加率を高めている。

※今年度は新型コロナウイルス感染症により集会が出来ず、こども園自粛期間になったため文書配付による説明としている。

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	◎・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園評価は年2回の自己評価と、学校評議員（園関係者評価委員）による中間評価・年度末評価、年度末の保護者アンケートからの意見も踏まえて成果、課題、改善策をあげ次年度につなげる仕組みとなっており、静岡市のホームページに公表されている。また、静岡市立こども園各園が取組む『遊び改善構想』において園内公開保育を実施し、PDCAサイクルにもとづき担任が作成した保育案を事前研修や事後研修で検討、公開保育参加職員で保育の振り返りをおこなって、課題から次につなげる手立てを確認している。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	◎・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>前年度の園評価によって課題を明確にし、当該年度の評価指標に反映している。課題は職員会議で共有し、内容によっては各分掌で検討したり、小グループに分かれて意見交換・発表後、全体でまとめ、理解を確認しながら改善がおこなえるようにしている。園評価は中間反省をおこなって改善点を話し合い、報告書を回覧して共有化を図っている。また『遊び改善構想』では研修主任が中心となって、設定した研修テーマへの取組をまとめて職員にフィードバックしている。</p>		

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

### Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	◎・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>静岡市立こども園人事評価による「組織重点目標シート」をもとに、園長が作成する組織重点目標シートに経営・管理方針が文書化されている。またランドデザインを作成し、年度当初の職員会議で大事にしてほしいところを職員に説明するとともに、職員の分掌表を作成</p>		

<p>して新年度当初表明・周知し職員に配付している。また、朝の打ち合わせノートには「園長より」の項目を入れ、園の一日を統括している。園長不在時は副園長を責任者と定め、園長、副園長共に不在の時は副主任が責任者となることを職員に伝達するとともに、フローチャートに記載している。</p>		
11	<p>Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p>	<p>㊟・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;          地方公務員法、静岡県準公金取り扱基準を理解し、取引事業者との公正な取引を保持している。園長会での研修やインターネット学習で、36協定、職員のメンタルヘルス、パワーハラスメントや、事務の取り扱い、個人情報等必要な知識を習得し、遵守すべき法令は要旨をまとめた内容でファイルするとともに、法令集等手元に置きいつでも確認できるようにしている。職員もインターネット学習により情報セキュリティ研修等を受講し、個人情報については個人情報漏洩防止セルフチェックリストを3か月ごとにおこなって意識づけている。</p>		
<p>Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。</p>		
12	<p>Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p>	<p>㊟・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;          20代、30代職員が正規全体の7割以上を占める現状で、ミドルリーダー育成が重要となる中、経験の浅い職員が学び合える場として「カジュアル公開保育」を実施したり、園内研修の中での教材研究や職員会議で手遊び伝承の時間を設けたり等、実効性のある取組を展開している。日々の日誌や月の評価反省から分掌担当の取組への助言、人事評価においても、年齢や経験に沿った業務における達成水準を明確にし、職員一人ひとりが目標に向けて確実な実施ができるよう、年間を通して定期的、継続的に評価している。</p>		
13	<p>Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	<p>㊟・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;          入園希望者が多い大規模園で、地域のニーズを受容できるキャパシティを備えるための人員確保が急務となる中、今年度調理員パート1名、保育補助員1名の雇用が叶ったものの、自園だけでは夏季休暇の取得も難しい為、こども園課に実態を伝え近隣園の協力を働きかけて休暇取得を実現している。毎月の職員会議で翌月の行事や企画案を共有し、保育や仕事の見通しが持てるようにするとともに、副園長と連携して日々の職員配置や年次有給休暇の取得状況、時間外労働の申請と実行状況を把握し、公平かつバランスよく職務分担が図れるよう配慮している。</p>		

## Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		<p>第三者評価結果</p>
<p>Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</p>		
14	<p>Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p>	<p>a・㊟・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;          静岡県職員採用選考や会計年度任用職員の募集要項、採用に関する条件、ハローワークでの</p>		

<p>求人募集等人材確保の方針が確立され、また、育成に関しても、静岡市職員としての育成指標や静岡市こども園職員育成指標として目指すべき姿が構築されている。静岡市が定めた基準による人員配置に対し、不足人員を年齢区分表に明記し必要な人材確保に取り組み、地域への呼びかけやポスターを貼り求人募集をかけるも、離職や産休、育休等が重なり人手不足は続いている。</p>		
15	<p>Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</p>	<p>㊟・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;  静岡市の「目指すべき人材像」や、人事評価制度での「目指すべき役割に応じた行動」に期待する職員像が記されている。人事基準については、正規職員、会計年度任用職員（フル、パート）それぞれに静岡市の採用基準として定められ、採用時及び更新時に確認と周知がなされている。正規職員は、人事評価面談や自己申告書で意見や意向を聞き取り、会計年度任用職員も人事評価面談や意向調査等での意見を踏まえ改善策を検討・実施している。今年度より正規だけでなく、会計年度任用職員も人事評価制度が運用され、昇給や賞与、休暇制度等処遇が改善されている。</p>		
<p>Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>		
16	<p>Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>	<p>a・㊟・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;  人事評価では、ワークライフバランスの推進を目標指標に掲げ、職員の有給休暇の取得状況や時間外勤務状況を毎月確認している。有給休暇取得が少ない職員には個別に声かけし、本人の希望や園の予定と照らし合わせ日程を調整して有給休暇取得を進めている。職員の定期健康診断、ストレスチェック、腰痛検査を実施して健康維持に留意し、正規職員は年3回人事評価面談時に個人面談をおこない、会計年度任用職員は年度当初と年度末に個人面談を実施している。園の相談窓口は園長とし、希望があれば静岡庁舎内の保健室でも相談できるようになっており、その情報を職員に伝えている。</p>		
<p>Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
17	<p>Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p>	<p>㊟・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;  人事評価制度により、静岡市として、またこども園としての期待する職員像が記され、それをもとに個々の目標が立てられている。目標設定は、項目、水準、期限、自身の役割が明確にされ、目標設定時面談において目標の確認をし、より具体的な目標の設定を働きかけている。また、中間フォロー面談をおこない、進捗状況とその後の取組について確認とともにアドバイスし年度末に達成度を確認して次年につなげている。</p>		
18	<p>Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	<p>a・㊟・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;  グランドデザインや研修計画に目指す職員像を掲げ、静岡市職員育成指標にもとづいた各種研修計画が策定されている。静岡市教員育成指標は着任時から基礎期、向上期、充実期といったステージと、遊び指導力や生活運営力、子育ての支援力といった素養を明確にし、体系化された研修計画となっている。また、保育士会主催の研修計画や『遊び改善構想』のもと展開される事前研修、事後研修等の中から、個々の研修ニーズに合った研修への参加を実行</p>		

しているが、短時間勤務職員については課題が残る。		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>経験年数、日々の保育や研修、分掌により知識・技術水準を把握して、職員一人ひとりに必要な教育・研修がおこなわれている。新規採用職員は「OJTノート」に従って、クラスの先輩職員・副園長によるOJTが実施されている。また、階層別（新任、中堅、副主任、主任、副園長、園長）、職種別（調理員）、テーマ別（遊び指導力、生活運営力、子育ての支援力、組織運営力）の研修機会が確保されている。外部研修についてはその都度回覧や口頭で伝え、参加を奨励している。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>実習生受け入れマニュアルを整備して基本姿勢を明文化し、副園長が窓口となってオリエンテーションを実施し、実習のねらいや取組の内容によって配置するクラスや期間中のスケジュールを作成している。看護学生や保育専門学校、静大、県立短大等、毎年10名前後を受け入れ、乳児から幼児へと子どもの発達のおさえができるように進めている。実習期間中には、来園する実習生の担当教諭に実習生の様子を知らせ、プログラムを確認するとともに学校との情報交換をしている。また、実習最終日には実習生と職員でカンファレンスをおこなって実習が有意義なものになるようにしている。</p>		

### Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ホームページ、重要事項説明書、要覧等に理念や方針、保育内容等を記載し、苦情・相談等の体制を玄関にポスター掲示している。静岡市のホームページに園評価の結果を公開するとともに、苦情内容は本人同意のもと園だよりで公表している。地域の主任児童委員や、保護者会会長が任命されている学校評議員会において、園評価指標やグランドデザイン等を提示して理念、基本方針、園の役割を説明し、こども園としての存在意義を明確にしている。また、園が実施する地域子育ておしゃべりサロンの年間計画は、主任児童委員から民生委員により町内へと配布され、子育て支援センターや駿河区役所、大里保健センターにも設置している。</p>		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>各予算の執行や事務処理業務は、事務研修を受講した園長、副園長、会計年度任用職員事務員が担当し、事務、経理、取引はこども園課による指導と管理がおこなわれている。園での作成書類がこども園課で確認された後、会計課に送られる等、執行されるまでには何回もの</p>		

チェック体制がとられている。年に一度、公立こども園等指導監査を受けているが、外部監査にあたる包括外部監査は毎年実施されていない。

## II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・㊸・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>地域との関わり方についてランドデザインや全体的計画に明示し、地域情報や情報紙をポスター掲示するとともにチラシを玄関に設置・配布して情報提供をおこなっている。園では2歳から年長まで毎年各クラスが高齢者通所施設を訪問し、ダンス披露や肩たたき、手遊びでの交流を企画して喜ばれている。また、地域イベント「大里ふれあい広場」に毎年職員が参加し、子どもが楽しめるゲームや歌や手遊び、パネルシアター等おこなって「地域の園」を発信している。コロナ禍でイベントは実施されていないが、高齢者との交流が途切れないよう、散歩時施設外から手を振って声をかけ、子どもたちが作成したカレンダーを届ける等、できることを工夫している。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	㊸・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ボランティア受入れマニュアル、職場体験のマニュアルに基本姿勢を明文化し、これにもとづいて受入れをおこなっている。ルールやマナーを守る経験を大事にしたいと、年に9回囲碁教室が開かれ、読み聞かせボランティアや、実習が縁となってボランティアを希望する学生もあり、受入れ時はオリエンテーションをおこなって子どもと交流を図る際に注意する点を説明している。中学生の職場体験は事前に中学生担当教諭と園が連絡を取り合い、学校の要望に沿って実施している。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	㊸・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子育てハンドブックや社会福祉施設一覧、地域の関係機関の連絡先の表を事務所に掲示し共有化を図っている。地域の主任児童委員の連携によりおしゃべりサロンを開催し、歯科衛生士、保健師による講演会や実技等おこなって、地域の未就園児の保護者に情報を提供し、園職員が子育て相談に応じている。また、障害児巡回指導・相談として静岡大学教育学部教授の訪問があり、気になる子や支援が必要な子への具体的な支援の仕方を、園職員や保護者が助言を仰ぐ機会も設けている。さらに、駿河区子育て支援課の家庭児童相談係や地域保健センター保健師、児童相談所と連携した情報共有と必要な家庭への見守りを続けている。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・㊸・c
<p>&lt;コメント&gt;</p>		

<p>駿河区子育て支援課家庭児童相談係や大里保健福祉センター保健師等と連携体制を取り、地域の家庭の状況や保育ニーズの把握に努めている。静岡市街に立地しフルタイム勤務の保護者が多いため、少子化でも入園希望者が多数の大規模園であることから、家庭が抱える事情も様々であり、「あそび・子育ておしゃべりサロン」の開催によって掴めるニーズもある。また、囲碁教室における地域の高齢者、地域の聴覚支援学校年少児、小規模連携園職員との交流からも福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「あそび・子育ておしゃべりサロン」の開催や園庭開放により地域の子育て中の保護者の交流の機会をつくっている。「あそび・子育ておしゃべりサロン」は年間計画にもとづいて毎月1回開催され、歯科衛生士、保健師による講演会、セラピストによるベビーマッサージ講習会等実施して子育ての不安や悩みをもつ保護者からの相談に応じている。また、大里西小学校で開催される「大里ふれあい広場」での交流を通してこども園としての地域貢献に努めている。</p>		

## 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>理念や基本方針は、子どもの主体性や自主性を尊重した内容になっており、ランドデザインや園評価指標に記載し、保育の実践をしている。全職員が携行する「保育のしおり」に記載されている「児童憲章」「子どもの権利条約」などを職員会議や学年会議、クラス会議などで定期的読み合わせ、子どもの尊重や基本的人権への配慮について確認している。園児が人権尊重の理念に理解を深めるよう、静岡市地域福祉人権擁護課に人権教育事業の派遣を依頼し取組んだ。この活動の様子は、クラスボードや写真で掲示するとともに、園だよりやクラスだよりで知らせ、保護者の理解を図っている。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>連絡ノートや個人あての文書は、ダブルチェックとともに相手に手渡す時の名前確認等、細心の注意を払っている。排泄や着替え、身体測定など生活場面では必要に応じてパーテーションを設置し、子どものプライバシーを守り外から見えないよう工夫をしているがマニュアルは作成されていない。職員は情報セキュリティ研修、性の多様性、LGBT研修により理解を図っている。保護者へは重要事項説明書に明記し、個人情報保護について確認事項でも同意を得ており、日々の保育の中でも、行事の際に撮影した写真をインターネットやSNSに流出しないよう口頭や書面に記載し呼びかけている。</p>		

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>静岡市のホームページには園の概要、理念や基本方針、活動や取組などが掲載されており、アクセスすれば誰もが見る事が出来るようになっている。今年度より新たに年4回、四季ごとに写真を交えた様子を掲載し、さらにわかりやすくなっている。園の要覧には、園の方針や職員構成、年間行事予定や園内見取り図等を載せ、見学の際は希望日を聞きながら日程及び見学時間の調整をし、ポータルフォリオで活動の様子が掲示された園内を案内しながら子どもの姿や園の取組について説明して、多様な質問に答えている。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育の開始に際して、入園前のオリエンテーションで入園のしおりや重要事項説明書を使って説明し同意を得ている。入園のしおりでは準備する持ち物等にイラストを入れ、実物を見せるなどして保護者が理解しやすいよう配慮し、乳児組から幼児組へ移行するに当たり、用意する物や保育の流れ等変更点が多いため、2歳児独自の保護者説明会を年度末に実施している。外国人の保護者に対しては、その人が理解できることを探り、わかりやすい言葉やひらがな、絵や図で伝えて援助している。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>転入、転園の際は、静岡市こども園課によって定められた手順と様式に従って、在園証明書、受領書が交付され、必要に応じて引継ぎ文書を作成して情報提供している。転退園後も、電話や訪問等保護者が希望する方法で相談が出来ることを口頭で伝えている。転退園児、卒園児やその保護者が相談に来た場合は、園長・副園長が窓口となりいつでも受入れ出来る体制がある。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>重点目標に「もっとやりたい、ずっとやりたい」を掲げ、子どもの興味、関心のあることや経験してほしいことなど、その実態を把握するよう努め、子ども自身が自分で考え、主体的、自発的、そして満足して遊びや生活に取組めるよう、乳児・幼児会議や園内研修で話し合っ共有し、子どもの姿からの環境構成等を考えている。保護者には保育参加会、運動会、園評価においてアンケートを取り、乳児は年1回個別面談をおこなって満足度を把握している。保護者アンケートの多様な要望に対し、個々に丁寧な回答を添えておたよりで配付していることを視認した。改善策はクラスや学年、会議等で検討し、次年度の教育・保育活動や行事の計画、取組につなげている。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	㊦・b・c

	る。	
	<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>苦情解決責任者を園長、苦情受付担当者を副園長と定め、第三者委員を設置して苦情解決の体制を整備している。玄関に苦情解決に関するポスターを掲示し、また、保護者に配付する重要事項説明書には「要望苦情に関する相談窓口」についての記載があり、新入園児オリエンテーション時に説明している。保護者からの苦情申し立てに対しては迅速に事実内容を確認し、対応や改善策を検討後、保護者との面談を設けて改善策を伝えている。苦情内容は、受付けた職員が苦情受付簿に記録し、解決に向けた内容を記録・保管するとともに、朝の打ち合わせや会議で職員に周知して、職員一人ひとりがその後の教育・保育活動に取り組み、質の向上に努めている。苦情は個人が特定されないよう配慮した上で、園だよりで公表している。</p>	
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・㊦・c
	<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>相談窓口が園長、副園長または苦情解決相談委員といずれか選べるように重要事項説明書に記載し、入園時オリエンテーションにおいて説明及び配付をしている。また乳児は連絡ノートの利用や個人面談でも相談できる機会を設けている。ご意見箱を玄関廊下に設置し、保護者が相談しやすいよう事務室や使用していない保育室を利用して「面談中」の看板をかけ、他の職員や保護者の目に触れないよう、個人のプライバシーにも配慮したスペースを確保している。</p>	
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	㊦・b・c
	<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>日頃から保護者との積極的なコミュニケーションを心がけ、個人面談や行事ごとのアンケート、年度末の保護者アンケートを実施し、話しやすく相談しやすい関係を築けるよう努めている。相談、意見等受けた場合まず園長に報告して相談受付書に記入する等、その手順や解決方法についての「苦情・相談・意見等のフローチャート」を備え、年度末に見直しをおこなっている。相談や意見について、検討の状況を速やかに保護者に報告するとともに、検討に時間がかかる場合は理由を話し、了解を得たり、保護者の都合に合わせて後日面談日を設けることを提案したりしている。保護者からの意見を肯定的にとらえ、その意見からより良い状態にするためにどのような取組が出来るのかを職員会議等で話し合い、その結果をおたより等で公表している。</p>	
	Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	㊦・b・c
	<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>責任者を園長と定めて事故防止安全マニュアルを各クラスに備え、ケガ対応マニュアル、散歩時対応フローチャート、嘔吐時対応フローチャート等を整備している。分掌担当職員を中心にヒヤリハットやけがの報告書をまとめて改善策を職員間で共有し、安全への意識を高めている。ヒヤリハット報告書は月に20件以上提出されており、分掌担当が収集して毎月回覧し、すぐに周知すべき事例は朝の打ち合わせなどで報告をして対応をしている。収集した</p>	

ヒヤリハット報告書は半年ごとに集計し、発生要因を分析、改善策を検討し、再発防止に向け改善実施記録としてその実効性の検証がおこなわれている。ヒヤリハット報告書の様式は毎年見直しをして改良を重ねている。		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育所における感染症ガイドラインにもとづいてその予防と発生時の対応、実施体制を整え、感染症が発生した場合は感染症の人数をこども園課へ報告し、状況次第で保健所へ通達という管理体制が整備されている。常に最新の情報がこども園課から通知があり、新型コロナウイルス感染症に対しても迅速な対応が図られている。また、分掌担当職員を中心に嘔吐処理の実践練習を園内研修でおこない、感染症流行前に正しい手洗いの方法、うがいの必要性なども各クラスで伝えている。感染症発生時には、発生状況や感染症の内容を玄関ボードや口頭、「すぐメール」等で知らせ、子ども達の体調管理について保護者へも注意を呼びかけている</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>役割分担表により災害時の対応体制が決められ、年間計画をもとに毎月様々な想定で訓練を実施している。地震発生の際、園の周辺は倒壊が予想される建物が多数あること、園の耐震強度はI a、I b（良い）になっているため、火災等で園にとどまれない時以外は、園での待機が望ましいということ踏まえ、園にとどまらなかった想定での第2避難場所、第3避難場所への避難訓練も実施している。園長と給食室（調理員）が中心となって備蓄一覧表を作成し、定期的な在庫の管理をおこなっている。こども園課委託業者による建物等の劣化調査や消防設備点検等、常に最善の方法を検討し、子どもの安否については「すぐメール」で知らせ、引き渡しカードを使用しての訓練をおこなっているが、BCPは策定されていない。</p>		

### Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「保育手順マニュアル」に食事や排泄、睡眠、健康について記し、「事故防止安全マニュアル」では場面別チェックポイント、安全チェックリストが整備されている。また、「幼保連携型認定こども園教育保育要領」にもとづいて全体的な計画、ランドデザイン、『遊び改善構想』、園評価指標等文書化され、日々の保育に活かしている。さらに指導計画においては「保育改善支援資料」を提示して標準化を図っているが、子どもの思いや姿を見とり、教材を準備するなど環境を整え、再構成しながら保育を進めており、保育実践が画一的なものとはなっていない。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p>		

標準的な実施方法は、制度改正や市立こども園園長が集まる「園長会」において、必要に応じて検討され見直しが図られている。今年度は「事故防止安全マニュアル」が令和2年度版として配布されている。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a・㊸・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>乳児幼児の指導計画はこども園課より、また障害児の指導計画は「障害者保育の手引き」にあるサポートプランの書き方により手順を決めている。入園前にオリエンテーションを実施し、家庭の状況を把握するために児童票や乳幼児保健票、0・1・2歳児専用の調査票を配付し保護者の記入をもとに聞き取りをしている。3歳未満児は個別の指導計画を作成し、3歳以上児は、年度末に作成する園児指導要録に個別の指導について記載している。月案、週日案に自己評価、反省、考察の記入欄があり、振り返りや評価をおこなう仕組みが構築され、機能している。支援が困難なケースについては、その子の姿を職員会議で協議し、巡回相談等で助言や指導を受け、園内でも情報を共有しながら具体的な支援に役立っている。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	㊸・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>指導計画書は、月間・週間等それぞれの時期において評価と反省をおこない、年間を通しては年度末に見直しをおこなって次年度につなげていく手順となっている。各自の自己評価にもとづいた園評価や学校評議員による評価、保護者アンケートによる保護者の意向把握を総合して指導計画の見直しがなされている。分掌が年間計画に沿って企画案を作成するが、見直しをして変更する場合は、職員会議で変更後の企画案を提示、配布、周知している。その他の予定変更があった場合も朝の打ち合わせや、職員会議、幼児・乳児会議などで報告している。急を要する場合は、学年リーダーを招集して伝達し、その後学年リーダーから担当職員に伝えるという体制をとっている。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	㊸・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>乳児は個別月間指導計画及び個別日誌、特別な支援を必要とする幼児にはサポートプラン及び個別日誌をもって保育が記録されている。日誌は月ごと、週ごと園長、副園長が確認し、記載内容や書き方については、より具体的で子どもの姿に沿ったものになるよう助言している。児童票、乳幼児保健票、指導要録等こども園で定めた統一した書式をもって記録し「園児指導要録の様式及び取扱い」を参考に指導要録を作成し、年1回こども園課より指導主事が訪問、閲覧し、書き方の指導を受けている。毎月2回の職員会議において特別支援の対応や家庭状況の変化を知らせる等情報共有に努めている。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	㊸・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>静岡市個人情報保護条例により、個人情報の入っている書類は施錠できる場所に保管している。保存や破棄はこども園で規定されている文書管理にもとづいておこなわれ、破棄書類はこども園課で年1度回収している。乳児や支援児の連絡ノートは、お迎えの際に保護者と保</p>		

育者でダブルチェックとし、写真撮影などカメラとSDカードの持ち出しと返却時は記録簿に記入し、園長または副園長に実物を見せ確認押印をしている。個人情報の取り扱いについてはインターネット学習による情報セキュリティ研修の受講と、定期的なチェックリストで確認し危機意識を持てるよう働きかけている。保護者へは重要事項説明書、入園のしおりに記載し、新入児オリエンテーションで説明・同意書を得ている。

## 保育所版内容評価基準ガイドライン

### 評価対象 A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を編成している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>児童憲章、児童の権利に関する条約、幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説をもとに趣旨をとらえて全体構想が策定され、全体的計画として作成されている。年度ごとの子どもの姿や子どもをとりまく家庭、地域の実態から良さと課題を見つけ、これを踏まえ家庭や地域と連携できるよう考慮されている。園目標「心身ともに健やかでよく遊ぶ子」を達成するために重点目標を「もっとやりたい、ずっとやりたい」とし、主体的に遊ぶ子どもの姿をイメージして編成している。月、週、日で振り返って反省・評価し、また、定期的に分掌担当者を中心に反省・評価がおこなわれている。年度末の職員会議において学年ごとの保育課程の再編成をおこなって次年度の計画に活かすPDCAサイクルが確立している。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a・㉒・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>夏は扇風機やエアコンを使用し、冬は暖房及び加湿器を使用すると共に換気を心がけ室温、湿度を毎日記入している。薬剤師による照度の測定、二酸化炭素の濃度測定、ダニアレルゲン判定、ホルムアルデヒド測定が年1回実施され、室内は次亜塩素酸ナトリウムを使った清掃と、新型コロナウイルス感染症対策により玩具などこまめな消毒がおこなわれている。家具、遊具は子どもの安全を考え、角等はエアパッキンを貼る等工夫し、子どもの動線を考えた配置、夏はござ、冬は絨毯の使用等、季節に応じてくつろげる空間を工夫している。乳児は、家庭的な温かみのある部屋になるように手作りおもちゃを用意したり、幼児は、机や椅子に自分のマークをつけることで、安心できる自分の居場所となるようにしている。乳幼児とも手洗い場にペーパータオルを設置し、感染症予防に努めている。老朽化に伴う修繕は優先順位をつけて改善を図っている。</p>		
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a・㉒・c
<p>&lt;コメント&gt;</p>		

入園時に保護者が記入した生活調査票や面談により、家庭環境や生活リズム、一人ひとりの発達を把握し、担任や職員間で共通理解している。言葉で表現することが出来ない乳児は特に表情や片言、指差し、また前後の状況を見ながら子どもの気持ちを汲み取っていることが保育日誌から読み取れる。幼児も、言葉で表現している時は子どもと同じ目線で話を聞いたり、うなずいたりして子どもの思い受け止めている。子どもの発想を大切にし、遊びの中に取り入れることが出来るようにしている。また一人ひとりの子どもの欲求に丁寧に対応できるように保育士間で声をかけ合い連携している。保育士は肯定的な声かけを意識し、先まわりした決定やせかす言葉、制止の言葉を不用意に発しないよう意識している。

A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a・b・c
----	---	-------

<コメント>  
 そばについて見守る、手を添える、一緒にやってみる等、子ども一人ひとりの発達やペースに合わせた関わり方をしている。絵や写真を掲示したり、動線を考えた環境を工夫して、子どもの自ら「やってみたい」「やりたい」と思う気持ちを尊重し、声をかけたり、見守りながら時には励ましたり、さりげなく援助したりして、自分で出来た達成感や満足感を味わえるようにしている。乳児期のトイレトレーニングでは、一人ひとりの排尿間隔を把握し、成功体験が出来るように関わっている。時にはやりたくない気持ちも尊重し、受け入れるようにしている。健康診断や集会（食育、健康、生活について等）を通じて基本的な生活習慣の大切さを知らせ、子どもと一緒にこない、ペープサートや絵図、写真等、子どもが理解しやすい方法で働きかけている。

A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a・b・c
----	---	-------

<コメント>  
 中村町こども園のランドデザインの重点目標でもある「もっとやりたい、ずっとやりたい」より、去年の遊びの実態から「遊びが継続できる園庭環境づくり」を研修テーマとし、「子どもが遊びを楽しむ姿を見つけ“いいね”と認めていく」「子どもが見つけた“なんで？”“どうして？”を拾い次の構成につなげる」「少し頑張れば出来るという環境設定、成功体験を重ねていく関わり」を日々の手立てとした保育が展開されている。戸外で遊ぶ時間をたっぷりとり、既成の遊具に頼らずコンテナやマット、ビニールシートなどで子どもの発想を活かした遊びを保障している。春には園庭の桜のお花見、草花での色水遊び、夏には、砂、泥、水を使った遊びや夏野菜の栽培、セミとり、秋には園庭の落ち葉を集めて落ち葉プールを作って遊んだり、近隣の公園にどんぐり拾いに散歩に出かけたりなど、年間を通して身近な自然と触れ合う経験をしている。また、年中・年長組には廃材コーナーがあり、自分の作りたいものを自由に作って遊ぶ環境を用意している。イメージしたものを作ったり、友達と協力して作ったりする姿も見られている。勤労感謝の日にちなんで近隣の園医、消防署などに訪問し、日頃の感謝を伝える機会を設け、囲碁教室では囲碁のルールと共に、マナー習得ができる機会となっている。また、クリスマスケーキ作りで近隣の店舗に買い出しに出かけ、買い物を通しての触れ合いもある。

A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
----	---	-------

<コメント>

0歳児保育の学年目標【生理的欲求が満たされ安定した生活リズムで過ごす】を掲げ、担任保育士との関わりの中で、甘えたい気持ちや要求を受け止めてもらい安心して過ごせるよう担任制を取り入れている。安心できる保育士の見守りの中で、自分の興味に合わせて好きな場所に行き探索活動がおこなわれるよう、興味関心に沿った玩具で遊びが楽しめる環境を用意し、この時期の発達に必要な運動機能を取り入れた運動用具等も準備している。成長に合わせ、玩具等遊びの環境を見直し、発達に合わせた遊びにしていくなど、職員間で子どもの姿を伝え合っている。一人ひとりの生活リズムに合わせた睡眠・食事・活動が展開され、「目をパチパチする」「頭をポンポンする」などその子なりの表情や仕草をよく捉えて応答的な関わりがなされていることが個別記録より確認できた。保護者とは毎日の連絡ノートのやり取りや登降園時の会話などで、遊びの様子や成長を感じる子どもの姿等、保育士と一緒に過ごす中での様々な場面を保護者に伝え、食事（離乳食の進め方、食材チェック）や健康面、悩みに対しても個別に対応し、詳しく伝え合うようにしている。

A⑦

A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

㊦・b・c

<コメント>

1歳児の学年目標【安心できる大人との信頼関係のもと、好きな場所やもので一人遊びを楽しむ】、2歳児の学年目標を【自己主張を受け止められ、自分の思いを言葉や態度、表情で伝えようとする】と掲げ、一人ひとりの思いに寄り添い、出来た時はその喜びに共感するなど子どもの満足感を大切に保育をおこなっている。「自分でやりたい」気持ち、「やってみよう」とする気持ち、「やってほしい」という甘えの気持ちのいずれも理解しながら、気持ちに寄り添い受け止めている様子が日誌及び経過記録からも読み取れる。友だちとかかわりたい気持ちはあるが、うまく表現できない子もいるので、子どものしぐさや表情を見て、気持ちを代弁したり、言葉を補ったりするなど仲立ちとなっている。イヤイヤが激しくなった、寝つきが悪いなどその日の体調や機嫌などを保護者から聞き取ったり、連絡ノートで知らせてもらったりして把握し、その子に応じた対応が出来るよう支援している。また、「なかなかできない」～「できるようになった」の過程を保護者と一緒に歩み、一人ひとりの成長を共に喜び合えるよう働きかけていることが連絡ノートから伝わってくる。

A⑧

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

㊦・b・c

<コメント>

3歳児は集団生活が初めての新入園児もいることから、まずは安心して園生活を送ることが出来るよう子どもの気持ちに寄り添い、自分から興味・関心のある遊びや友だちに目を向けられるような環境作りや保育をしている。友だちが使っている玩具が欲しかったり、遊びに必要な言葉がでなかったりしてトラブルになることも多いが、保育者が互いの思いを受け止め、言葉で伝えていく事で、子どもが自分の思いを言葉にして伝えたり、次第に相手の思いにも気が付けるような関わりや仲立ちをしている。

4歳児は子ども一人ひとりの思いを十分受け止め、子どもの自己肯定感を育くめるよう意識しつつ、友だちと一緒に活動する楽しさを感じられる機会や経験を重ねている。自分の思い

を表現できなくてその場から離れてしまったり、泣いたり、怒ったりする姿も見られるが、保育者がすぐに気持ちの切り替えを促すのではなく、「嫌だったね」「一緒に遊びたかったね」などと子どもの思いに寄り添い、受け止め、子どもが自ら気持ちを立て直すまで一緒に行動しながら励ましたり、言葉での伝え方を知らせたりしている。

5歳児は、グループやクラスでの活動の中で友だちと意見を出し合って企画した水族館、さくらタウン、ふじ祭り（ハロウィンパーティー）をみんなに見てもらおうと招待状を出し、その中で年長児はお店屋さんになり、販売や接客等ごっこ遊びを楽しんだ。自分たちで考え、友だちと話し合い、役割や順番を決め、遊びを進めるなど協同的な活動を展開し、さらに、振り返りの時間に友だちの良さや、友だちの姿を伝え合うことで、一緒に考え、次の遊びへの意欲や工夫しようとする姿につながられるよう関わっている。保護者には、日々の遊びや生活の様子をボードや園だより、クラスだよりで伝え、行事や活動のポートフォリオを掲示し、子どもの姿や教育・保育のねらい、意図を伝えている。また、学校評議員会を年3回開催し、園の様子を見て評価を受け、公開保育の案内を近隣園や小学校に送付している。

A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㊟・b・c
----	---	-------

<コメント>  
 保護者と面談をして年4回サポートプランを作成し、運動面・手先の運動・身辺自立・友だち関係・言語・こだわりについて、出来ること、伸ばしたいことを明確にしてスモールステップで支援している。園では子どもの様子に応じて落ち着くことが出来るスペースや仕切りを用いたクールダウンの場所を設け、支度の手順や一日の流れを視覚で伝えて見通しを持った生活が出来るようにしている。また、毎月「アンパンマンの会」をおこない、小グループの活動の中で、より得意なものや好きなことに集中できる場を作り、自己を発揮し自己肯定感が高まるようにしている。心配ごとなど相談がある時は個別で話す機会を設け、サポートプラン作成時の面談や日々の連絡帳、送迎時の会話で子どもの様子や育ちを共有し、子どもが安心して過ごし成長できるよう援助している。発達が気になる子、特別な支援が必要と思われる子には園での子どもの姿、表れを伝えながら特別面接について話し、保護者承諾のもと面接を受けることで加配制度が利用できるよう働きかけている。障害児巡回指導により、今年は静岡大学教育学部教授から、気になる子や支援が必要な子への具体的な支援の仕方を、園の職員だけでなく保護者にも助言や指導を受けている。

A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・㊟・c
----	--	-------

<コメント>  
 早番・遅番保育の需要が多く、厳しい職員体制の中でもねらいをもって「延長保育プロジェクト」を作成し、長時間にわたる保育を安心できる生活の担保としている。長時間保育の子ども達が遊べる玩具を用意して楽しみに出来るようにしたり、季節に応じたゴザやじゅうたんの使用でのんびりゆったり出来る空間を作ったり、家庭的な雰囲気も大切にしている。また、遅番保育時間は一日の疲れが出る時間でもあり、気温差による衣服の調節や健康状態にも気を配っている。確実な伝達のために、保護者に伝えてほしいことや担任から伝えたいことはマーカーで色を付けて示し、引継ぎの漏れがないよう早遅出席チェック表を活用している。18時以降の延長保育の時間には、毎月献立会議で決めた軽食を提供している。

A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の	a・㊟・c
----	-------------------------------------	-------

	内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>全体的な計画の中に小学校との連携を位置付け、また、小学校への円滑な接続を目指してアプローチカリキュラムを作成し、近隣小学校にも送付している。就学校が6～7校と多数に及び小学校とのつながりが減りつつある中で、散歩を利用した学校探検や、運動会の練習見学、職員が学校参観に出かける等、就学に向けて見通しが持てるよう努めている。今年度、運動会実施日・予備日ともあいにくの雨天となったが、大里西小学校体育館を借りての実施が叶った。特に年長児は事前に2日間体育館での練習ができ、より学校を身近に感じ、小学校生活を見通せる良い機会となっている。保護者には、クラスだよりや面談を通して、子どもの成長を伝え、就学に向けての見通しが持てるようにしている。園長の責任のもと、クラス担任が静岡市立こども園園児指導要録を作成し進学小学校に送付している。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A12	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入園時に乳幼児保健票に既往歴や予防接種状況を記入してもらい、子どもの健康にかかわる情報が得られるようにしている。年2回、内科検診前に問診票を配付し、予防接種の状況等、新しい情報を記入してもらい、こども園課看護師がチェックしたことを保護者に伝えている。保育手順マニュアルに基づき、一人一人の子どもの子身の健康状態を把握している。朝の受け入れ時に保護者から子どもの健康状態の口頭伝達があり、確認と視診をおこなっている。また、保健計画を作成し、年間計画に沿って発育測定や健康診断等実施してその結果を記録・保管している。乳幼児突然死症候群に関する資料を職員に配付・周知し、1歳未満児はベビーセンスで無呼吸を確認、うつぶせ寝を避け、睡眠チェック表を利用し睡眠時の様子を把握している。</p>		
A13	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>年2回の内科検診・歯科検診、年1回の尿検査、眼科検診・耳鼻科検診と幼児は看護師立ち合いのもと視力検査年1回、身体測定を月1回実施、その結果を保健票、測定表に記録し、こども園課看護師と職員が確認・周知している。健康への関心を高めるよう保健計画に反映して正しい手洗い・うがいの仕方を学び、虫歯予防のため年中長児は食後に歯磨き、フッ素洗口をおこなうとともに、年1回歯科衛生士による歯磨き指導を受け、虫歯予防と正しい歯磨きの仕方を学んでいる。保護者には事前に問診票を配付して検診への意識を高め、保護者の質問や不安に思っていることを記入してもらい、検診時園医に伝えている。検診の結果は、こども園課で定められている「検診結果のお知らせ」にて伝え、必要があれば医療機関の受診を勧めるなど、子どもの健康状態を知り必要な対応ができるよう働きかけている。</p>		
A14	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「食物アレルギー対応事務手続きマニュアル」の手順に沿って、入園時にアレルギー確認書への記入をもって確認し、アレルギーがある場合は、さらにその後面談をおこなって、毎月保護者と園長、担任、調理員で次月の献立に沿ったアレルギー児献立会議をおこない、安全な食事提供が出来るよう細心の注意を払っている。アレルギー児への給食の確認は、朝の打</p>		

ち合わせで個別のアレルギーのファイルをもとに、園長、副園長、職員、調理員で献立チェックし、食事を提供する際は名前記載の個別トレーで給食を提供している。給食室へ給食を取りに行く時には、初めにアレルギー児の給食を運ぶ。その時はアレルギー児の名前を言い、調理員と声に出して確認後クラスに運んでいる。クラスでもアレルギー児に提供する時には、声に出し担任同士で確認してから配食提供している。保育者はアレルギー児が誤食しないよう座る位置にも配慮するなど、徹底した対応が図られている。

A-1-(4) 食事

A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	◎・b・c
----	----------------------------------	-------

<コメント>

食育年間計画に基づき、子どもの食についての興味や関心が広がっていくよう、野菜の栽培やクッキング、食育の日の取組、お弁当ごっこ等保育士と調理員が連携しながらおこなっている。その様子を写真掲示等で各家庭に伝え、家庭での食育に役立ててもらおうよう働きかけている。また、毎日の給食サンプルを玄関に展示し、サンプルケースの横には人気メニューのレシピを置いて、季節ごとに更新し保護者に発信している。離乳食は担任、保護者、栄養士・調理員と連携を取り、食材の大きさ、食べ具合等、一人ひとりの発達に合わせて提供している。陶器の食器を使用し、乳児のコップは両手で持てるように取手をつけず、スプーンは長さや口へ入る大きさ等子どもに合わせた物を使用している。一人ひとりの食べる量を担任が把握し、献立によって苦手な物は加減したり、自分で食べられる量を伝えられる雰囲気づくりを心がけ、子どもが「食べるのが楽しい」「全部食べられた」という満足感が持てるようにしている。

A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	◎・b・c
----	---	-------

<コメント>

毎月、園長、給食調理員、乳児担当保育士、幼児担当保育士により献立会議をおこなって、アレルギーや離乳食の状態を確認し、食材や形状に配慮している。残食については、毎日の残食を実施状況記録簿に記入し、子どもの残食量から好き嫌いを把握してその後の味付けを考える際の参考にしたり、食べやすい大きさにしたりなど調理の工夫をして次の献立に反映している。5月：こいのぼりハンバーグ、7月：七夕そうめん汁、10月：月見だんご等、日本の文化や行事を取り入れ、季節を感じられる献立となっている。また静岡ならではの黒はんぺんやしらすを材料とした料理や、安倍川マカロニなど郷土のメニュー（安倍川餅）を子ども向けにアレンジしたおやつも取入れ、子どもが地元の食事に親しみが持てるようにしている。栄養士や調理員が各クラスに入り子ども達の食事の様子を見たり、クッキング等の食育活動と一緒に参加したり、直接子どもの声を聞く機会を持っている。静岡市子ども未来局こども園課より「市立こども園給食衛生管理標準作業書」が作成され、これにもとづき施設・設備、調理従事者の衛生管理、器具や食材の消毒、調理、配膳をおこなっている。

## 評価対象 A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A17	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a・⑩・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>乳児全員と特別支援を必要とする幼児は、連絡ノートを活用し保護者と日常的な情報交換をおこなっている。幼児クラスは玄関の連絡ボードでその日のクラスの様子を伝えたり、活動や行事の取組等ポートフォリオで貼り出したりしている。入園前のオリエンテーションで、重要事項説明書や入園のしおりを使って園の運営方針や保育内容を説明しているが、毎月配付される園だよりにおいて、保育目標と照らし合わせ活動内容を伝え、クラスだよりでは写真も交え、さらに詳しく子どもの様子や育ち、楽しいエピソード等を添えて保護者に知らせている。保育参加会、運動会ではアンケートの記入をもって保護者が子どもの成長を振り返りながら実感できる機会とし、その内容を保育に活かすようにしている。家庭の状況や保護者との情報交換は日誌や経過記録に記載し、面談については面談記録にまとめて保存している。職員で周知が必要な情報は、会議などで伝達し対応をしている。</p>		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A18	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a・⑩・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>登園時には笑顔での挨拶を心がけて家庭での様子や健康状態を聞き、降園時には一日の子どもの様子や成長を伝えるなど、保護者とコミュニケーションを図り信頼関係が築けるようにしている。保護者からの相談は担任から園長に伝え、内容により面談時間を設けたり、また、保護者が直接事務室に相談にくる場合もあり、そのような時は園長や副園長が保護者の話を傾聴し、不安や悩み等受け止め、今後の対応等考え伝えている。懇談会や個別面談等、保護者と子育て等についての話をする機会を設け、専門的な機関の支援が必要な場合はことばの教室、医療福祉センター等専門機関を紹介し支援へとつなげている。駐車場の混雑から、十分な時間が取れない現状の課題を抱えつつ、いつでも気軽に相談してもらえるような雰囲気づくりや体制づくりに努めている。</p>		
A19	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	⑩・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>朝の視診や着替えの際、身体測定の時などに顔や身体等視診チェックをおこなっている。また、服装や持ち物、においや子どもと保護者の様子の変化をチェックしたり、体重の変化や食事時の食べ方なども確認したり、虐待の早期発見に努めている。子どもの会話の中から気づきのきっかけとなる場合もあるため、子どもの話をよく聞くようにもしている。虐待の疑いがあると感じた場合は、すぐに園長、副園長に報告し、「園児に傷・痣を見つけた場合の対応」の手順に沿って対応している。虐待等権利障害の疑いのある家庭については、児童相談所や子育て支援課児童相談係と連絡を取合い、情報を共有し合いながら虐待防止に努めている。</p>		

## 評価対象 A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A20	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	◎・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>年間、月間、週間等各指導計画に沿って実施した保育を振り返り、自己評価をおこなって次の保育に活かしている。保育実践の自己評価には活動や結果だけでなく、ねらいからの子どもの姿や、子ども一人ひとりの育ちや意欲、取組む過程、次につながる援助等が記入されている。また、公開保育の事前研修、事後研修において職員間で学び合い、自らの保育実践に活かして資質向上に努めている。さらに園評価をもとに年2回自己評価している。前期では主に保育実践の振り返りをする中で、後半に向けての保育実践や環境改善について考え、2回目は保育課程全体を捉えながら一年間の自らの保育を振り返り、次年度の全体的な計画・指導計画作成に活かすようにしている。</p>		